

平成 31 年度

港湾局関係予算決定概要

平成 30 年 12 月 21 日
国土交通省港湾局

【平成 31 年度港湾局関係予算の基本方針】

平成 31 年度予算においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」、「未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」、「平成 31 年度予算編成の基本方針（平成 30 年 12 月 7 日閣議決定）」を踏まえ、『被災地の復旧・復興』、『力強く持続的な経済成長の実現』、『国民の安全・安心の確保』、『豊かな暮らしの礎となる地域づくり』の 4 分野の取組を強力に推進する。

これにより、大規模自然災害等から国民の生命と財産を守るとともに、ストック効果が最大限発揮されるような事業に重点投資を図りつつ、民間投資を誘発する社会資本の整備を推進し、我が国の成長力を高め、持続的発展を支える。あわせて、国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持のために行った点検結果を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための緊急対策を集中的に講じる。

【港湾局関係予算総括表】

(単位：百万円)

事業区分		平成 31 年度					前年度 (D)
		通常分 (A)	対前年度比 (A/D)	臨時・特別 措置額 (B)	合計 (C=A+B)	対前年度比 (C/D)	
公 共	港湾整備事業	238,573	1.03	37,433	276,006	1.19	232,754
	港湾海岸事業	10,324	1.05	4,029	14,353	1.47	9,792
	災害復旧事業等	1,269	1.01	-	1,269	1.01	1,252
	合計	250,166	1.03	41,462	291,628	1.20	243,798
非 公 共	国際戦略港湾競争力強化対策事業等	1,314	0.67	-	1,314	0.67	1,972
	国際クルーズ旅客受入機能高度化事業	712	1.02	-	712	1.02	700
	港湾の完全電子化の推進に必要な経費	306	皆増	-	306	皆増	-
	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用調整に必要な経費	327	皆増	-	327	皆増	-
	行政経費	924	1.08	-	924	1.08	858
	合計	3,582	1.01	-	3,582	1.01	3,530
総合計		253,748	1.03	41,462	295,210	1.19	247,328

注 1) 上記は、歳出国費である。

2) 上記には内閣府分（沖縄関連）を含む。

3) 本表のほか、平成 31 年度予算案には以下がある。

① 東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興事業（港湾：29,745 百万円、災害復旧：1,987 百万円）（国費）

② 受託工事費（港湾：8,960 百万円）（国費）

③ 社会資本整備総合交付金（871,341 百万円【うち臨時・特別措置額 34,967 百万円】）の内数、防災・安全交付金（1,317,318 百万円【うち臨時・特別措置額 276,731 百万円】）の内数及び復興庁計上の社会資本整備総合交付金（122,555 百万円）の内数（いずれも国費）

④ 観光庁計上のインフラを始めとした地域資源を活用したコンテンツの造成等（1,300 百万円）の内数（国費）

⑤ 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所における運営費交付金（5,185 百万円）の内数（国費）

⑥ 港湾関係起債事業の起債見込み額（74,886 百万円）

4) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【所管別内訳】

(1) 港湾整備事業

(単位：百万円)

所 管	平成31年度					前 年 度 (D)
	通 常 分 (A)	対前年度比 (A/D)	臨 時・特 別 措 置 額 (B)	合 計 (C=A+B)	対前年度比 (C/D)	
国 土 交 通 省	226,250	1.02	35,114	261,364	1.18	221,859
港 湾 局	204,017	1.02	33,022	237,039	1.19	199,926
北 海 道 局	17,264	1.01	1,191	18,455	1.08	17,020
国 土 政 策 局	4,969	1.01	901	5,870	1.19	4,913
離 島	3,429	1.01	180	3,609	1.06	3,390
奄 美	1,540	1.01	721	2,261	1.48	1,523
内 閣 府	12,323	1.13	2,319	14,642	1.34	10,895
沖 縄 振 興 局	12,323	1.13	2,319	14,642	1.34	10,895
合 計	238,573	1.03	37,433	276,006	1.19	232,754

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 特定離島港湾施設整備等に係る予算は港湾局所管に計上している。

3) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(2) 港湾海岸事業

(単位：百万円)

所 管	平成31年度					前 年 度 (D)
	通常分	対前年度比	臨時・特別 措置額	合 計	対前年度比	
	(A)	(A/D)	(B)	(C=A+B)	(C/D)	
国 土 交 通 省	10,318	1.05	4,029	14,347	1.47	9,786
港 湾 局	10,318	1.05	4,029	14,347	1.47	9,786
内 閣 府	6	1.00	-	6	1.00	6
沖 縄 振 興 局	6	1.00	-	6	1.00	6
合 計	10,324	1.05	4,029	14,353	1.47	9,792

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【東日本大震災復興特別会計予算総括表】

(単位：百万円)

事業区分	平成31年度		前年度 (B)
	通常分 (A)	対前年度比 (A/B)	
港湾整備事業	29,745	0.98	30,444
災害復旧事業等	1,987	1.24	1,601
合計	31,732	0.99	32,045

注1) 上記は、歳出国費である。

2) 本表のほか、復興庁計上の社会資本整備総合交付金(122,555百万円)の内数がある。

3) 合計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

【新規制度等】

事 項	新規制度内容	備考
1. 遠隔操作 RTG の導入促進に向けた支援制度の創設	○コンテナターミナルにおける荷役能力の向上や労働環境の改善を図るため、遠隔操作 RTG 及びその導入に必要なとなる設備の整備に対する支援制度を創設する。	新規
2. 港湾の完全電子化の推進	○港湾をとりまくすべての諸手続き・取引について電子化・データ連携を標準とする事業環境を形成し、港湾物流の生産性向上、国際競争力向上を図るため、全国の物流事業者や港湾管理者が保有する港湾情報や貿易手続情報を取り扱う港湾関連データ連携基盤の構築を行う。	新規 ※平成 30 年度 2 次補正予算 より措置
3. 洋上風力発電の促進	○洋上風力発電を促進するため、一般海域における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定のための調査を行うとともに、洋上風力発電の建設及び維持管理の基地となる港湾の機能を強化する。	新規
4. 重要物流ターミナル等の機能維持の推進（浸水対策）	○高潮等災害時において、重要物流ターミナル等の国際・国内海上輸送ネットワークの機能を維持するため、電源設備の浸水対策に対する支援制度を創設する。	新規 ※平成 32 年度迄 の時限措置
5. 既存の海岸保全施設の統廃合再編に対する支援強化	○胸壁延長や陸間数の減少を図る防護ラインの見直しを促進し、今後の施設の維持管理費・更新費の増加を抑制するため、見直しの結果、新たな施設の整備に伴い不必要となる施設の撤去費用を支援する。	海岸省庁 共同要求
6. 海岸保全施設の長寿命化対策促進・高度化	○施設の長寿命化対策をさらに進め、ライフサイクルコストの縮減を図るため、「海岸保全施設維持管理マニュアル」に新たに位置づけられた内容に沿って長寿命化計画を見直す場合に限り、計画の見直しに係る費用を支援する（5 年間）	海岸省庁 共同要求
7. 寄港地観光資源の充実に に向けた支援制度の創設	○水上交通及び地域の観光資源を活用した新たなツアー造成や観光資源のインバウンド対応を行うため、ICT を活用した多言語化情報発信や観光資源活用のための環境整備に対する補助制度を創設する。	新規 (観光庁一括計上)

【港湾関係税制】

事 項	税制改正内容
1. 国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置 (国際コンテナ戦略港湾税制) <延長>	○国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が、国の無利子貸付又は補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長(2年間) → ①国際戦略港湾(京浜港、阪神港) 固定資産税・都市計画税の課税標準 1/2 (取得後 10 年間) ②一定の要件を満たす国際拠点港湾(苫小牧港、仙台湾港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、広島港、関門港、博多港) 固定資産税・都市計画税の課税標準 2/3 (取得後 10 年間)
2. 資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置 (国際バルク戦略港湾税制) <延長>	○特定貨物輸入拠点港湾において、特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が、国の補助を受けて取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長(2年間) → 固定資産税・都市計画税の課税標準 2/3 (取得後 10 年間)
3. 国際基幹航路の寄港の維持・拡大を図るための所要の措置 (とん税・特別とん税)	○国際コンテナ戦略港湾政策における位置付け、税制措置による効果や財政収入への影響等を考慮した上で、平成 32 年度改正に向けて、引き続き検討
4. 中小企業投資促進税制 <延長>	○中小企業者が荷役機械等を取得した場合における特例措置の延長(2年間) → ①所得税・法人税の特別償却 30% (資本金 1 億円以下の法人) ②所得税・法人税の税額控除 7% (資本金 3 千万円以下の法人)
5. 中小企業経営強化税制 <延長>	○中小企業者が中小企業等経営強化法の認定を受けた計画に基づき荷役機械等を取得した場合における特例措置の延長(2年間) → ①所得税・法人税の即時償却 (資本金 1 億円以下の法人) ②所得税・法人税の税額控除 10% (資本金 3 千万円超 1 億円以下の法人は 7%)
6. 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除 <延長・拡充>	○所得税・法人税について、試験研究の総額の 6~14%を税額控除する等の特例措置の延長・拡充